

令和6年度 門池中学校 部活動ガイドライン

令和6年4月25日

平成30年3月、スポーツ庁「運動部活動ガイドライン」、4月静岡県教育委員会、6月沼津市教育委員会の方針を受け、本校における部活動方針を策定することとしました。

部活動を通して、健全な成長ができるよう、効率的で自主的な部活動を実施したいと思います。今後以下の方針で取り組んで参ります。

【1】部活動ガイドライン設定の目的

- (1) 生徒がスポーツ・文化芸術活動を楽しむことで、生涯にわたって豊かなスポーツライフ・文化芸術活動を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにするため。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教区の一環として教育課程との連携を図り、合理的かつ効率的に取り組むようにするため。
- (3) 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築するため。

【2】入部について

- (1) 部活動への加入は、任意加入制とする。
- (2) 総合部への入部は、門池中に部活動として存在していない競技で、原則中体連に参加を希望する生徒のみが加入する。(陸上、水泳、体操、柔道 など) 尚、総合部としての活動は行わず、各個人の活動を行う。

【3】転部、退部について

- (1) 部活動への入部は単年度毎とし、できるだけ3年間続けられる部活動を選ぶようにする。
- (2) 退部する場合は、退部届に保護者、学級担任の印をし、その後顧問に提出する。
- (3) 年度途中の入部を認める。しかし、円滑な部活動運営をしていくために以下の条件を満たす者のみとする。
 - ①中学校3年生の夏まで、続ける意志があること。
 - ②部活動の在り方や目的を理解し、部や顧問の約束事を守れること。
 - ③仮入部期間(2週間または8回程度)を経て、体験したことを踏まえて決めること。
 - ④本人・保護者・顧問・担任で面談を実施すること。

【4】活動日数、時間、休養日の設定について

- (1) 活動日数は、平日は週3日(火、水、金)、休日は原則土日どちらか1日以内とする。
- (2) 学校行事や会議等で平日の活動ができなかったとしても、その分を振り替えての活動は行わない。
- (3) 活動時間については、平日は長くても2時間程度、休日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- (4) やむを得ず土日両日とも活動をしなければならない場合は、校長の承認を得てから行う。大会等で2日間活動した場合は、休養日を次の週末に振り替える。
- (5) 長期休業中はその意義を踏まえ、まとまった休養日を設ける。また、長期休業中の土曜日・日曜日・祝日は休養日とする。
- (6) 長期休業中の活動時間は、休日の活動時間に準ずる。

※以上については市のガイドラインに従って設定しているため、どの学校も共通です。

【5】部活動開設要件について（令和6年4月から施行）

- (1) 新たな部活動は設置しない。
- (2) 人数の減少により、活動に支障を来す場合は部活動検討委員会を開き、今後について検討する。

【6】平日の活動の留意点

- (1) 16:30 までは生徒・顧問ともに諸活動等の学校の活動を優先するが、16:30 以降は部活動を優先させる。
- (2) 朝練習は実施しない。

【7】休日及び長期休業中の活動の留意点

- (1) 休日の活動予定（活動日数、活動時間）は、校長と教頭の承認を得た後（起案後）、前の月の25日までに生徒及び保護者に周知する。（予定表を配布）
- (2) 活動開始前の準備は、早くとも15分前からとする。

【8】外部指導者について

- (1) 外部指導者は、本校の校長・教頭・教員以外のものとする。
- (2) 学校教育活動を十分理解し、その点を校長が認めた者とする。
- (3) 日常の指導が定期的に十分に可能な者とする。
- (4) 外部指導者は、各部の顧問から、校長に外部指導者申請書を提出する。
- (5) 各大会のベンチ入り等の用件は、該当する大会の要項に準ずる。
- (6) 部活動の運営においては必ず教員を配置し、外部指導者が単独で運営することはできない。
- (7) 大会の引率や他校での活動への引率は教員とし、外部指導者のみで行うことはできない。
- (8) 中体連会議、監督会議の出席はできない。
- (9) 競技中のベンチ内での活動については、競技規則に準ずる。

※ 県や市の部活動ガイドラインが示された場合、その都度部活動規約を再検討する。

今年度、保護者・地域の皆様と連携して、全職員とともにバランスの取れた活動になるように努めて参りますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。